

「アフターコロナを見据えた地域づくり推進事業」業務委託に関する仕様書（案）

1 業務名

アフターコロナを見据えた地域づくり推進事業

2 委託業務の目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する「アフターコロナを見据えた地域づくり推進事業」に係る業務円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和4年3月15日（火）までの期間

4 委託業務の内容

（1）いわきアンバサダー創出事業

①事業の実施

【目的】

競争地域に勝てる、持続可能な地域づくりを目指すため、SNS等を活用して自分の好きな地域を好意的・積極的に発信する「アンバサダー」を育成するとともに、「サイクリング」及び「食」をテーマとし、いわき地域にある「海」「山」等の多様な素材に横ぐしを刺した魅力的なコンテンツの創造を行う。

ア 中山間地域を周遊するサイクリングモデルコースの造成

- ・ いわき市が注力している「いわき七浜海道」と強力に連携し、中山間地域を舞台としたサイクリングモデルルートを設定する。県いわき地方振興局と協議の上決定する。

【コース例】

（川前コース 小野富岡線を走る（小白井地区））

昨年度末整備された小野富岡線は自転車部等の合宿等の適地

鬼ヶ城発→（県道神俣停車場川前線）→小白井地区（県道小野富岡線）→（県道上川内川前線）→鹿又溪谷→（県道小野四倉線）→（県道神俣停車場川前線）→鬼ヶ城着

（三和コース 宇宙岩）

SNS映えする宇宙岩を目的にライド

三和支所発→（県道小名浜小野線）→宇宙岩→（県道小名浜小野線）→三和支所着

(田人コース 田人まんじゅう)

午前中で売り切れる田人まんじゅうを目的に田人地域をライド

イ サイクリングコース周辺施設への事業説明・連絡調整

- ・ サイクリングの拠点となる宿泊施設や飲食店、土産物店等に対して、県いわき地方振興局と連携して事業説明や連絡調整を行うこと。

ウ SNS 画像・記事コンテスト事務局の運営

- ・ SNS 画像・記事コンテストの具体的な内容を提案すること（使用する SNS 媒体の選定を含む）。

なお、コンテストの題材としては、①中山間・いわき七浜海道のサイクリング（両方訪れることが必須）②里山等の個性豊かな「食」の2部門を想定。

- ・ SNS 画像・記事コンテストを運営・管理すること。
- ・ SNS 画像・記事コンテストについて広報を行うこと。（SNS 等でのデジタル広告及び市内自転車店等に置くチラシの作成）
- ・ 県いわき地方振興局と連携し、茨城県北部の自転車店や企業等へ本事業の周知を図ること。
- ・ 優秀作品に対する賞品の購入、受賞者への賞品の送付を行うこと。

エ アンバサダーの任命

- ・ SNS記事コンテストの受賞者及び積極的な参加者の中で、特に意欲のある者を県いわき地方振興局と協議の上選定し、「アンバサダー」に任命すること。
- ・ SNSグループ「いわき自転車部」（仮称）を立ち上げ、運営を行うこと。
- ・ 「アンバサダー」との連絡調整を行い、SNS グループ「いわき自転車部」（仮称）で中心的に情報発信をしてもらうこと。
- ・ 県いわき地方振興局が任命した「ゲストアンバサダー」（youtuber）へ謝金・旅費等必要な経費を支払うこと。

オ 新型コロナウイルス感染症対策等

- ・ 事業の実施に当たっては、感染症対策を十分に行うこと。感染症の状況によっては、事業の延期、縮小、中止等も考慮すること。

②運営

- ・ 企画立案から運営計画、開催期間中の業務計画、運営体制について提案すること。
- ・ 関係者及び関係機関等との連絡調整を県いわき地方振興局と連携して行うこと。

(2) 進出企業とのエンゲージメント創出事業

【目的】

いわき市は市町村単位で東北一の製造品出荷額を誇り、多くの企業が進出しているが、「いわきの振興に役立ちたい」という思いを持つ企業の社員に「アンバサダー」

としていわき地域取材してもらい、社内報や SNS 等において積極的に情報発信してもらおう。

①事業の実施

ア 事業参加企業の選定

- ・ いわき地域の地域づくりに貢献したいという思いのある進出企業をアンバサダーとして任命（3社程度を想定）。県いわき地方振興局が各企業の意向を確認して決定する。

イ モニターでの各種事業参加

- ・ 福島県において実施するブルーツーリズム・ワーケーション・中山間地域の交流資源等にモニターで参加してもらおう。その内容を社内コミュニティ等において情報発信してもらおう。
- ・ モニター参加の際の行程の作成、参加者や関係者との連絡調整、当日の参加者のアテンドを行うこと。
- ・ モニターツアーを実施する際に必要な経費の支払いを行うこと。
- ・ モニターツアーは、1社あたり3コンテンツ、1回あたりの参加者は4、5名程度を想定。泊は原則としてなし。

ウ アンバサダーへの協力金・取材経費の支給

- ・ 参加企業の社内報等にて、いわきの魅力を発信してもらうための取材経費の支援を行うこと。

（取材経費については、1社あたり広報担当社員2名分の東京・いわき間の交通費・宿泊費（1泊2日分）×2回分を上限として想定。）

エ 関係機関との連絡調整

県いわき地方振興局と連携して、関係者及び関係機関との連絡調整を行うこと。

オ 新型コロナウイルス感染症対策等

- ・ 事業の実施に当たっては、感染症対策を十分に行うこと。感染症の状況によっては、事業の延期、縮小、中止等も考慮すること。

（3）実績報告書の作成

- ・ 上記（1）・（2）について取りまとめた実績報告書を作成し、委託期間内に提出すること。

※留意事項

- ・ 業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・ 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・ 本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

5 成果品

実績報告書（(1)・(2)についてそれぞれ正副本1部ずつ）

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届（第1号様式）
- ・総括責任者通知書（第2号様式）
- ・実施行程表（様式任意）
- ・業務実施体制図（様式任意）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了届（第3号様式）
- ・収支決算書（様式任意）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務実施のために必要な協力をする。

9 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、会場までの自治体職員・参加企業・団体の旅費及び県が行う広報経費等は除く（本事業の中で現地視察等を実施する場合に係る借上げバス等の経費は委託料に含む）。

10 その他

- (1) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

11 新型コロナウイルス感染症による契約変更について

新型コロナウイルス感染症により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を変更ないし縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、甲乙協議のうえ、定めることとする。